

支給認定の重症度基準を満たさないと判定された方へ

「軽症高額該当」についての御案内

特定医療費(指定難病) 支給認定の重症度基準を満たしていない場合でも、指定難病にかかる医療費が下記の軽症高額該当の基準を満たしている場合、特例として支給認定を受けることができます。

軽症高額該当の基準

支給認定申請を行う月から過去 12 か月間の間に、指定難病にかかった医療費の総額(10 割分) が 33,330 円を超える月が 3 か月以上あること

医療費の総額(10 割分) とは、自己負担額ではありません。

(保険点数×10 円が医療費の総額となります。)

算定の対象となるのは、指定難病にかかる医療費のみです。

入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

(例) 平成 29 年 10 月に、軽症高額該当として新規申請を行う場合

○ … 33,330 円を超えている × … 33,330 円を超えていない

受診年月	H28		H29									
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
金額	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○

平成 28 年 11 月～平成 29 年 10 月の 12 か月間に 33,330 円を超える月が 3 か月以上ある必要があります

申請方法

「医療費内訳証明書 (様式第 12 号)」(医療機関で記入)を提出してください。※1

様式第 12 号は各保健福祉事務所に備え付けています。

新規申請に必要な他の添付書類の提出も必要です。ただし、前回の申請時に保健福祉事務所に提出したものがある場合は、再度提出する必要がない場合もございますので、提出先の保健福祉事務所にお問い合わせください。また、前回申請時に保健福祉事務所に提出した臨床調査個人票は、不認定日から 1 年以内の申請に限り、再度提出の必要はありません。

医療費助成の開始時期は、保健福祉事務所で改めて新規申請を行った日からとなります。

※1 更新申請時は「特定医療費 (指定難病) 証明書」(様式第 10 号)、または医療費総額の記入された上限額管理表の原本とコピーの提出でも可

お問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1673	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4187	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2105	県健康増進課	0952-25-7074